

令和 8 年第 1 回

掛川市・袋井市病院企業団議会定例会

会議録

掛川市・袋井市病院企業団

令和 8 年第 1 回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会  
付議事件及び審議結果

○提出議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決内容
議案第 1 号	令和 7 年度掛川市・袋井市病院企業団 病院事業会計補正予算（第 2 号）につ いて	8.2.10	8.2.10	原案可決
議案第 2 号	令和 8 年度掛川市・袋井市病院企業団 病院事業会計予算について	8.2.10	8.2.10	原案可決
議案第 3 号	掛川市・袋井市病院企業団病院事業の 設置等に関する条例の一部改正につい て	8.2.10	8.2.10	原案可決
議案第 4 号	損害賠償の額の決定について	8.2.10	8.2.10	原案可決
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて （掛川市・袋井市病院企業団病院事業 の設置等に関する条例の一部改正）	8.2.10	8.2.10	承認
議案第 6 号	専決処分の承認を求めることについて （掛川市・袋井市病院企業団企業長の 給与及び旅費に関する条例の一部改 正）	8.2.10	8.2.10	承認

## 令和8年第1回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会会議録

- 議事日程 令和8年2月10日（火） 午後3時50分 開会
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和7年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第2号 令和8年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算について
- 日程第5 議案第3号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 損害賠償の額の決定について
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（掛川市・袋井市病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正）
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（掛川市・袋井市病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

○本日の会議に付した事件 . . . . . 議事日程に上げた事件に同じ

### ○出席議員（10名）

1番	藤原正光	2番	安田彰
3番	石川紀子	4番	鈴木久裕
5番	窪野愛子	6番	鈴木功三
7番	佐野武次	8番	八木伸太郎
9番	村松和幸	10番	山田貴子

○説明のため出席した者

監査委員	杉山正	監査委員	久永豊彦
企業長兼院長	宮地正彦		
副院長	若井正一	副院長	赤堀利行
副院長	浦崎哲哉	副院長	京兼隆典
副院長	内山智浩	副院長	堀田喜裕
副院長	森川修司		
副院長兼看護部長	杉山久美子		
経営管理部長	鈴木立朗	経営戦略室長	中村喜志男
管理課長	中山和彦	医事課長	田邊亨
地域医療支援センター副センター長	山崎友美	管理課主幹兼財務係長	小林芳訓

## 議 事

午後 3 時 50 分 開会

○議長（藤原正光） では、所定の時刻となりました。企業団議会定例会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ち、諸般の報告を 2 点申し上げます。

岩島覚副院長におかれましては、所用により欠席の届出が出ておりますので御報告申し上げます。

次に、報道機関より傍聴の申出があり、撮影についても議長において許可いたしましたので御報告いたします。

本日の出席議員は 10 名であります。所定の定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 1 回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、議事日程につきましては議長において作成し、お手元に配付した議事日程のとおりであります。

これより会議を開きます。

○議長（藤原正光） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3 番石川紀子議員、8 番八木伸太郎議員を指名いたします。

○議長（藤原正光） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 御異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

議事に入る前に 1 点お伝えします。会議規則第 47 条の規定により、同一議題につき同一議員ができる質疑は 3 回までとなっております。あらかじめ御承知おき願います。

○議長（藤原正光） 日程第3、議案第1号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第1号 令和7年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正の主な内容は、人事院勧告に伴う給与費のほか業務実績に伴う関連予算の補正を行うものでございます。

まず、収益的収入及び支出において、収入につきましては、3億6,100万円余を増額し、206億1,200万円余とし、支出につきましては、11億7,300万円余を増額し、219億7,300万円余とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出において、収入につきましては、15億1,500万円余を減額し、19億4,600万円余とし、支出につきましては、15億円を減額し、24億1,700万円余とするものでございます。

以上、議案第1号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（藤原正光） 次に、補足説明を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） それでは、議案第1号 令和7年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1款病院事業収益は3億6,178万1,000円増額をいたしまして、206億1,204万7,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項医業収益を2億8,830万円増額をしまして、189億712万2,000円に、第2項医業外収益を7,348万1,000円増額し、17億492万4,000円とするもので

ございます。

次に、支出につきまして、第1款病院事業費用は11億7,356万7,000円増額をいたしまして、219億7,345万3,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項医業費用を11億353万3,000円増額し、210億3,451万円に、第2項医業外費用を7,003万4,000円増額し、8億6,955万3,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきまして、第1款資本的収入は15億1,551万5,000円を減額いたしまして、19億4,618万8,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項企業債を15億円減額をし、13億3,400万円に、また、第3項補助金を1,732万円減額をし、97万5,000円に、第6項固定資産売却代金を180万5,000円増額をし、180万6,000円とするものでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、15億円を減額いたしまして、24億1,702万8,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項建設改良費を15億円減額をし、15億5,554万2,000円とするものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。

第4条の債務負担行為でございますが、令和7年度から令和8年度までの内視鏡システム一式購入費ほか2件を追加をし、令和6年度から令和8年度までの放射線治療機につきまして、新棟の供用開始に合わせ令和9年度までと変更するものでございます。

第5条の企業債でございますが、施設改良事業債を15億円減額するものでございます。

3ページを御覧いただきたいと思えます。

第6条の重要な資産の取得につきまして、機器備品の人口心肺装置を追加するとともに、処分する資産といたしまして、金地金1キログラムを処分するものでございます。

なお、処分方法につきましては、入札による売却を予定しているところでございます。

第7条の当初予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費を6億4,856万7,000円増額いたしまして、113億9,214万3,000円とするものでございます。

第8条の当初予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額につきまして、55億5,148万2,000円に改めるものでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思います。

補正予算（第2号）実施計画により御説明を申し上げます。

まず、上段の収益的収入でございますが、第1款1項医業収益のうち、2目外来収益を2億7,830万円増額をし、55億6,600万円に、3目その他医業収益を1,000万円増額をし、9億9,143万8,000円に、2項医業外収益のうち1目受取利息配当金を1,700万円増額をし、3,222万1,000円に、2目補助金を3,323万円増額し、9,347万6,000円に、7目その他医業外収益を2,325万1,000円増額をし、2億1,503万4,000円とするものでございます。

下段の収益的支出でございますが、1款1項医業費用のうち、1目給与費を6億4,853万3,000円増額をし、113億7,548万9,000円に、2目材料費を5億2,700万円増額をし、51億8,338万2,000円に、3目経費を100万円減額をし、33億3,377万6,000円に、4目減価償却費を7,100万円減額をし、10億594万4,000円に、2項医業外費用のうち6目企業団管理費を3万4,000円増額をし、1,737万2,000円に、9目雑損失を7,000万円増額をし、4億9,503万8,000円とするものでございます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

上段の資本的収入でございますが、1款1項企業債を15億円減額をし、13億3,400万円に、3項補助金を1,732万円減額をし、97万5,000円に、6項固定資産売却代金を180万5,000円増額をし、180万6,000円とするものでございます。

次、下段の資本的支出でございますが、1款1項建設改良費を15億円減額をし、15億5,554万2,000円とするものでございます。

めくっていただきまして6ページが予定キャッシュ・フロー決算書、7ページが給与費明細書、さらにめくっていただきまして、11ページに債務負担行為に関する調書をお示ししておりますので、御覧いただきたいと存じます。

次に、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

令和8年3月31日時点の予定貸借対照表でございます。

12ページの資産の部の2、流動資産の（1）現金預金につきましては、年度末残高を55億5,470万円余と見込んでおります。

また、13ページの資本の部の7、剰余金の（2）剰余金につきましては、アの当年度末処分利益剰余金のとおり、27億1,044万円余の剰余金となる見込みでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算（第2号）事項別明細書でございます。

収益的収入の1款1項医業収益は2億8,830万円増額をし、189億712万2,000円とするものでございます。このうち2目外来収益につきましては、高額薬剤を投与する患者の増によりまして2億7,830万円増額をし、55億6,600万円とするものでございます。

3目のその他医業収益につきましては、令和7年6月から一部有料個室を1,100円値上げするとともに、利用促進を図ったことによりまして1,000万円増額をし、9億9,143万8,000円とするものでございます。

1款2項医業外収益につきましては、7,348万1,000円を増額をし、17億492万4,000円とするものでございます。このうち、1目受取利息配当金につきましては、金利上昇及び定期預金運用によるものと新たに短期の国債を購入したことによりまして、1,700万円増額をし、3,222万1,000円とするものでございます。

2目の補助金につきましては、医療機関等職場環境整備等事業費補助金として2,000万円、医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金、小児医療分娩取扱医療機関として1,300万円余の収入によりまして、3,323万円増額をし、9,347万6,000円とするものでございます。

7目のその他医業外収益につきましては、金地金の寄附を受けまして、評価額として2,325万1,000円を増額をし、2億1,503万4,000円とするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

支出の1款1項医業費用につきましては、11億353万3,000円増額をし、210億3,451万円とするものでございます。このうち、1目給与費につきましては、主に人事院勧告及び職員数の増加に伴いまして給与の増によるものでございます。6億4,853万3,000円を増額をし、113億7,548万9,000円とするものでございます。2目の材料費につきましては、薬品費につきまして5億2,700万円増額をし、51億8,338万2,000円とするものでございます。3目経費につきましては、委託料について100万円減額をし、33億3,377万6,000円とするものでございます。4目の減価償却費につきましては、前年度の資産の購入状況を反映いたしまして7,100万円減額をし、10億594万4,000円とするものでございます。2項の医業外費用につきましては、7,003万4,000円増額をし、8億6,955万3,000円とするものでございます。このうち、6目の企業団管理費につきましては、人事院勧告による企業長の給与の増により3万4,000円増額をし、1,737万2,000円とするものでございます。9目雑損失につきましては、材料費の増に伴います控除外対象外消費税の増によりまして、7,000万円を増額をし、4億9,503万8,000円とするものでございます。

次に、18ページ、19ページを御覧いただきたいと思います。

上段の資本的収入の1款1項企業債につきましては、新棟建設工事のスケジュール変更によりまして、15億円を減額をし、13億3,400万円とするものでございます。3項補助金につきましては、共同利用施設設備整備事業費補助金及び産科医療施設等整備事業費補助金の減、また医療提供体制設備事業費補助金の増によりまして、1,732万円を減額をし、97万5,000円とするものでございます。6項固定資産売却代金につきましては、内視鏡システムを売却したことから180万5,000円増額をし、180万6,000円とするものでございます。

次に、下段の資本的支出の1款1項1目施設改良費につきましては、新棟建設工事の年度内に執行しない工事等の影響によりまして、15億円減額をし、8億3,992万4,000円とするものでございます。

以上、議案第1号 令和7年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほど、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原正光） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

よろしいですか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） それでは、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（藤原正光） 日程第4、議案第2号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第2号 令和8年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が222億7,600万円余、支出が233億8,700万円余でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入が44億8,200万円余、支出が52億4,500万円余でございます。この収入の不足額約7億6,300万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたします。

以上、議案第2号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤原正光） 次に、補足説明を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） それでは、議案第2号 令和8年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第2条の業務の予定量でございますが、（1）業務量の患者数につきましては、入院延べ患者数を年間15万5,125人、1日平均425人、外来延べ患者数を年間27万7,150人、1日平均で1,150人と見込んでおります。

また、（2）の主要な建設改良事業につきましては、アの施設改良事業といたしまし

て35億6,632万2,000円、イの医療機器等整備事業といたしまして6億8,349万5,000円を見込んだものでございます。

また、第3条の収益的収入及び支出では、収入といたしまして第1款病院事業収益を222億7,670万8,000円、支出といたしまして第1款病院事業費用を233億8,744万1,000円といたしました。人事院勧告及び職員の増加に伴います給与費の増により費用は収益を11億1,073万3,000円上回る収支予算となるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、収入といたしまして、第1款資本的収入を44億8,279万3,000円、おめくりいただきまして2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。支出といたしまして、第1款資本的支出を52億4,597万4,000円といたしました。

また、第5条は病院整備新棟医療機器一式ほか25件の債務負担行為について期間及び限度額を定めるものでございます。

3ページ中段の第6条は企業債について、第7条は一時借入金の限度額について、第8条につきましては予定支出の各項の経費の金額の流用について、おめくりいただきまして、4ページを御覧いただきたいと思います。第9条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第10条はたな卸資産購入限度額につきまして、それぞれ定めるものでございます。

第11条の重要な資産の取得につきましては、取得する資産のうち2,000万円以上の資産を明記しており、令和8年度につきましては、内視鏡システムの整備を予定するものでございます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

予算実施計画により御説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

主なものといたしまして、収入では、1款1項の医業収益のうち、1目入院収益が130億3,050万円、2目外来収益が60億9,730万円、4目他会計負担金は、掛川市及び袋井市からの繰入金でございまして、4億2,632万8,000円、2項の医業外収益のうち、3目負担金交付金が6億9,978万2,000円でございます。同じく掛川市・袋井市からの負担金でございます。

対しまして、支出では、1款1項医業費用のうち、1目給与費が117億9,920万円、2目材料費が58億7,226万2,000円、3目経費が34億7,304万円でございます。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、上段の収入では、主なものといたしまして、1款1項企業債は施設改良事業に係ります企業債でございますして38億6,000万円、2項の負担金につきましては、掛川市・袋井市からの負担金でございますして6億円でございます。

下段の支出では、1款1項建設改良費が42億4,981万7,000円、2項の企業債償還金は元金償還金でございますして、9億9,255万7,000円でございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思ひます。

予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、下から3行目の資金増減額は32億4,231万9,000円の増額で、これによりまして、資金期末残高を87億9,702万5,000円と見込むものでございます。

次に、8ページから13ページにつきましては、給与費明細書、また14ページから19ページまでは債務負担行為に係る調書をそれぞれお示しをしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

続きまして、20ページ、21ページを御覧いただきたいと思ひます。

令和9年3月31日時点の予定貸借対照表でございます。

20ページの資産の部では、1の固定資産の(1)の有形固定資産及び(2)の無形固定資産につきましては、令和8年度中に購入予定の資産を追加するとともに、既存の固定資産の減価償却を行ったものでございます。(3)の投資のアの投資有価証券につきましては、償却原価法による評価差益を追加するものでございます。イの長期貸付金につきましては、令和8年度の貸付金額を追加するとともに、貸倒引当金については、今後の貸付金返済免除に備えまして、引き当てるものでございます。ウの長期前払消費税につきましては、令和7年度の建設改良費に係ります控除対象外消費税を追加するとともに、前年度までの控除対象外消費税を定額償却したものでございます。また、固定資産合計では183億650万2,362円を予定をしております。

2の流動資産の(1)の現金預金につきましては、年度末残高を87億9,702万4,925円と見込むものでございます。(2)の未収金のうち貸倒引当金は、不納欠損による損失に備えるための回収不能見込額を引当金といたしまして計上したものでございます。

21ページを御覧いただきたいと思ひます。

負債の部では、3の固定負債及び4の流動負債につきましては、事業年度末日の翌日から起算をしまして1年以内に支払いが生じるものを流動負債に、また1年を超えて支払いが生じるものを固定負債に区分をしております。5の繰延収益につきましては、資

産の取得に係ります補助金及び市繰入金を当該資産の減価償却に併せまして事業年度ごとに収益化するものであり、資産の部の固定資産に対応するものとして、負債の部に計上するものでございまして、負債合計につきましては、276億373万9,436円となっております。

下段の資本の部でございますが、6の資本金の13億207万4,630円につきましては、開始年度の出資金3億207万4,630円と、平成27年度に追加出資として受入れをいたしました10億円でございます。7の剰余金につきましては、(1)の資本剰余金のアの市負担金を2億2,863万9,000円、(2)の剰余金のアの当年度未処分利益剰余金を15億7,250万9,111円と見込み、これによりまして、資本合計につきましては、31億322万2,741円と見込むものでございます。負債資本合計につきましては、307億696万2,177円を見込むものでございまして、前ページの資産合計と一致をしているということになります。

おめくりいただきまして、22ページを御覧いただきたいと思います。

令和7年度の予定損益計算書でございます。

下から3行目の前年度に当たる令和7年度の当年度純損失を13億8,833万7,853円と見込むものでございます。

少し飛びまして、30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。

予算事項別明細書でございます。

まず、収益的収入でございますが、1款病院事業収益合計は222億7,670万8,000円で、前年度比では20億2,644万2,000円の増加でございます。

1款1項医業収益は206億2,386万7,000円で、このうち、1目の入院収益は、1日平均患者を425人、1人1日平均診療収入を8万4,000円と見込み、130億3,050万円とするものでございます。2目の外来収益につきましては、1日平均患者数を1,150人、1人1日平均診療収入を2万2,000円と見込みまして、60億9,730万円とするものでございます。3目のその他医業収益につきましては、室料差額収益や婦人科検診・予防接種などの公衆衛生活動収益、人間ドックなどの医療相談収益等ございまして、10億6,973万9,000円を計上するものでございます。4目の他会計負担金につきましては、掛川市及び袋井市からの負担金で、地方公営企業法に定めます繰出基準に基づく繰入金のうち、救急医療の確保に要する経費と保健衛生行政事務に要する経費といたしまして、4億2,632万8,000円を計上するものでございます。

2項の医業外収益につきましては、16億5,284万円でございます。

主なものといたしましては、3目負担金交付金で、掛川市及び袋井市からの負担金でございます。こちらにつきましては、地方公営企業法に定める繰出基準に基づく繰入金のうち、建設改良等に係ります企業債償還利息の支払いのための経費、高度医療、経営基盤強化対策に要する経費などのほか、基準外繰入といたしまして、旧病院職員に係ります退職給付引当金の15年分割分を合わせまして、6億9,978万2,000円を計上するものでございます。4目の長期前受金戻入につきましては、資産の取得に係る補助金や市繰入金を資産の減価償却と同様に償却をし、収益化するものでございます。5目の資本費繰入収益は、医療機器の償還元金に対します市繰入金に係る収益化分でございます。

次に、32ページ、33ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的支出でございますが、1款病院事業費用の合計につきましては、233億8,744万1,000円で、前年度比で25億8,755万5,000円の増加でございます。

1款1項医業費用につきましては、223億4,999万5,000円でございます。

このうち1目給与費は117億9,920万円、2目の材料費は58億7,226万2,000円で、材料費の主なものは、薬品費、診療材料費でございます。3目の経費につきましては、34億7,304万円で、主なものといたしましては、光熱水費、また34ページ、35ページにございます賃借料、委託料でございます。

次に、4目減価償却費につきましては、10億6,618万1,000円で、令和7年度までに取得いたしました建物、機器備品等をそれぞれの耐用年数に応じて償却するものでございます。

続きまして、36ページ、37ページを御覧いただきたいと思っております。

2項の医業外費用につきましては、9億7,121万6,000円でございます。主なものといたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費が2億492万3,000円で、企業債利息でございます。また、9目雑損失につきましては、5億6,835万3,000円で、こちらにつきましては、薬品や診療材料など貯蔵品購入に伴います控除対象外消費税を計上したものでございます。

続きまして、38ページ、39ページを御覧いただきたいと思っております。

上段の収入の1款資本的収入でございますが、収入合計につきましては、44億8,279万3,000円で、前年度比では12億2,109万円の増加でございます。

主なものといたしましては、1項1目施設改良事業債が38億6,000万円で、病院整備事業の新棟建設工事及び既存棟整備の実施設計に充てる企業債でございます。2項1目他

会計負担金につきましては、6億円で、建設改良に要する経費の一部を掛川市及び袋井市から繰り入れするものでございます。

次に、下段の支出の1款資本的支出でございますが、支出合計につきましては、52億4,597万4,000円で、前年度比では13億2,894万6,000円の増加でございます。

主なものといたしましては、1項1目の施設改良費が35億6,632万2,000円で、病院整備事業新棟建設工事等でございます。2項企業債償還金の9億9,255万7,000円につきましては、令和7年度までに借り入れた企業債の元金償還金でございます。

人事院勧告に伴います給与費の増や物価高騰の影響を受けまして、大変厳しい予算編成となっておりますが、中東遠医療圏の基幹病院といたしましてその機能を十分に発揮をし、地域の皆様に安心して受診していただけるように今後も職員一丸となりまして医療提供体制を固持してまいりたいと存じます。

以上、令和8年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほど、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原正光） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

それでは、4番、鈴木久裕議員。

○4番（鈴木久裕） 小さい話で恐縮なんですけれども、重要な資産の取得で内視鏡システム、令和8年度になってから購入する。古いやつは令和7年度で売却する。そこら辺のタイムラグは診療とかに問題はないんですか。

○議長（藤原正光） 答弁を願います。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） それでは、鈴木議員の御質問にお答え申し上げます。

機器の買換えによってということの御質問であったと思いますが、診療には支障がないということで行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原正光） ほかに質疑ありますか。

4番、鈴木久裕議員。

○4番（鈴木久裕） ちなみに、新しく買う内視鏡ってどのぐらいするものなんですか。

○議長（藤原正光） では、答弁を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） 一式となりますが、2,000万円から3,000万円程度の費用がかかります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原正光） ほかに質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） よろしいですか。

では、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すること

に決定しました。

○議長（藤原正光） 日程第5、議案第3号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第3号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う引用条項の改正を行うものでございます。

以上、議案第3号の提案理由説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤原正光） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（藤原正光） 日程第6、議案第4号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第4号 損害賠償の額の決定につきましては、地方公営企業法第40条第2項及び掛川市・袋井市病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条第2号の規定に基づき、損害賠償の額を1,500万円と定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第4号の提案理由説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤原正光） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、窪野愛子議員。

○5番（窪野愛子） すみません。ちょっと分からないものですから教えていただきたいんですけども、1,500万円が賠償金額ということで、それは分かりました。

先ほど全協のほうで説明があった令和8年2月現在の抗がん剤による化学療法を継続していらっしゃるということですけども、その医療費というものは、この1,500万円とは別のものですよね。これは御本人が病院にかかった都度お支払いしてくださっているんですか。ちょっとそこを伺いたいです。

○議長（藤原正光） 答弁を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

そちらのほうにつきましては、当院で負担をしているという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原正光） ほかに質疑はありませんか。

4番、鈴木久裕議員。

○4番（鈴木久裕） 先ほど和解に至ったという御報告でしたけれども、この和解するに至るまで、当然この金額や裁判やったらどうなるのかとか、その辺は専門家と相談した上でこういう形で決定されたという解釈でよろしいか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（藤原正光） 答弁をお願いします。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） それでは、鈴木議員の御質問にお答え申し上げます。

そちらにつきましては、当院の弁護士がおりますので、そういったところと保険会社等もそういったところと協議をして和解金ということで、相手方とお話がつきまして、今回このような1,500万円という金額で損害賠償という形でお支払いをするものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原正光） ほかに質疑はありませんか。

4番、鈴木久裕議員。2回目です。

○4番（鈴木久裕） この額でいわゆる保険適用になる額といたしますか、保険会社からこちらに入ってくるその見込みはどういうことになっておりますでしょうか。

○議長（藤原正光） 答弁を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） ただいまの鈴木議員の御質問にお答え申し上げます。

その点については保険ということで、当院のほうに入ってくるというような形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原正光） ほかに質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） では、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（藤原正光） 日程第7、議案第5号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程をされました議案第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、掛川市・袋井市病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、令和7年10月31日をもって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

本案は、11月1日付で新たに心臓血管外科を設置するため、診療科目に同科を追加す

るというものであります。

以上、議案第5号の提案理由を説明させていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（藤原正光） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（藤原正光） 日程第8、議案第6号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第6号 専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、掛川市・袋井市病院企

業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、令和7年12月23日をもって専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

本条例は、人事院勧告による期末手当及び勤勉手当支給割合の引上げに伴う国家公務員の給与改定に準じて、所定の改正を行うものであります。

以上、議案第6号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（藤原正光） 次に、補足説明を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木立朗） それでは、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

企業長の期末手当につきましては、掛川市・袋井市病院企業団職員の期末手当及び勤勉手当に準じて支給をしており、支給割合につきましては、6月支給分が2.3月、12月支給分が2.3月の年間4.6月となっております。

本条例は、本年度の人事院勧告に伴います国家公務員及び掛川市・袋井市の給与改定に準じまして、企業長の期末手当の支給割合を年間4.65月に引き上げるものとし、令和7年度につきましては、6月支給分を2.3月、12月支給分を2.35月と改定をし、令和7年12月23日をもって専決処分とし、令和8年度につきましては、支給割合を4.65月を均等に分割し、6月支給分及び12月支給分をそれぞれ2.325月と定めまして、令和8年4月1日から施行とするものでございます。

以上、議案第6号 専決処分の承認を求めることについての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藤原正光） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原正光） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（藤原正光） 以上で、本日の日程全部を終了いたしました。

閉会に当たり、企業長より御挨拶をお願いいたします。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） 閉会に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和8年度病院事業会計予算をはじめ6件の議案について御審議いただき、いずれも原案どおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

私から今回のことで、思いを少し述べさせていただきたいと思います。

今年度も残念ながら赤字にならざるを得ないということ、また来年度も赤字の予算を立てざるを得ないということが私としては非常にじくじたる思いがあります。いろいろできないことはありますが、やはり不足した医師を迅速に補っていくことが必要だと思っています。当院は赤字ではありますけれども、職員1人当たりの収益率は他院よりかなり高いところにあります。人員を整えれば赤字ではなく、何とか黒字に持っていけると考えています。

その中において、先ほど初めにも言いましたが、明るい光として心臓血管外科を開設できるということは非常にありがたいことだと思っています。現状においては、多くの

都市部でさえ心臓血管外科を集約し、限られたところに心臓血管外科を持っていくということがされています。

そういった状況でありながら、私たちのようなこの地方の病院において、心臓血管外科が開設できるというのは非常にありがたく、非常に素晴らしいことだと思っています。

どうしてそれができるかという、ここにあるべきだということも多くの方が感じられているからです。やはりこの地域、中東遠の46万の人口、それから隣の志太榛原においてもそういったことができないことのほうが多い。私たちのところでやれば多くの方を救うことができるという判断でこういった心臓血管外科を開設することができました。

当初においては、心臓血管外科で収益を上げるのは難しいかもしれませんが、心臓血管外科が入ったことで循環器科においては非常に多くのことができるようになり、そこで収益化できます。手術件数が増えてくれば、収益化に寄与するようになっていきます。

将来を見込んで収益性を確保し、地域医療の質を上げるということに役立っていきます。健全な病院経営をしながら地域の医療を維持し、守っていけると考えています。

もう一つ、私たちがこの新棟建設によりやりたいことの一つは、放射線治療です。これから手術ができない方が増えていきます。ただ、がんを持つ人は今後増えていきます。そういった手術ができない方を放射線治療のような体に優しい治療によって、根治まで持っていくために新しい機器を導入しました。

そして、もう一つは人間ドックの予防医療を積極的に行うことです。高市首相から攻めの予防医療という発言もありました。私たちは以前から予防医療が重要だということ力を説いていますし、それを実行しております。

それによりできるだけ早く早期がんを見つける。胃がんにおいては、ピロリ菌を除去して撲滅を図る。子宮頸がんにおいてもワクチンを打って子宮頸がんを撲滅する、こういったことに私たちは寄与しています。

それから、成人病と言われる高血圧、糖尿病、コレステロール血症、肥満、そういったものを予防することで認知症の発症を予防することができるなど、人間ドックのような健診が非常に大事だということです。

健診によりがんで苦しむ人を少なくできる。または医療費を削減できます。さらに認知症を減らすことで、介護する人が働くことができます。私たちは健診をやっただけではなく、健診結果をしっかりと精査して、そこから病気を見つけ、しっかりと治療に結びつ

けるということに取り組んでいます。そうすることで、収益性を上げるとともに、多くの人を救うことができます。そのため、やはりこれから予防医療が非常に大事だと思っています。

しかし、この掛川・袋井の地域で社保の方は健診を90%受けていらっしゃいますけれども、国保の方は40%という報告です。約60%が受けていらっしゃいませんので、人口の約30%を国保の方が占めるとなりますと、このあたりでは4万人の方がまだ健診を受けていないという状況なんです。

当院では年間2万人の健診を受けることができるようになりました。開院のときが約1万人ということで、約2倍の方が健診を受けることができます。さらに、以前は検診の時間が5、6時間でしたが、現在2時間、3時間に短縮することができ、より多くの方に健診を受けられる環境を準備しています。

ですので、今後はやはり行政と私たち病院が連携して、健診を受けていない方が健診を受けやすい環境をつくるのが非常に大事で、その人たちの進行がんをなくす、さらに認知症を減らすということを行政と病院と地域とともにやっていく必要があります。

そのための設備を整えていますので、また議員の皆さん方にも健診を市民の方々に勧めていただき、できれば当院を利用していただければ、地域の方にとっても病院にとっても行政にとってもメリットが多いと思います。そういったことを来年度もしっかり連携して行うことができれば良いと考えています。

さらに、黒字体質に向けて頑張っていくとともに、皆さんの御意見を聞きながら地域のために頑張りたいと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

今日はお忙しい中集まってお話しいただきまして、本当にありがとうございました。様々なご質問をいただき、私たちの気づきがないところ、こういうことを考えないといけないということも気づかせていただきました。非常に参考になりました。

また今後も、皆様とともにこの地域を守りたいと思います。この会議もこれからも必要だと思っています。

今日は本当にお忙しい中来ていただきまして、ありがとうございました。

○議長（藤原正光） これにて令和8年第1回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会を閉  
会いたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後4時45分 閉会

[署名]

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 8 年 5 月 13 日

掛川市・袋井市病院企業団議会議長

藤原正光

[署名議員]

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

石川 紀子

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

八木伸太郎

## 令和8年第1回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会における答弁の訂正について

令和8年2月10日に開催されました定例会の議案第4号 損害賠償の額の決定において、窪野愛子議員の質問に対する答弁におきまして、企業長より訂正の申し出がありました。

定例会は終了しており、会議録の訂正を行うことはできないため、当該定例会の会議録と合わせて本文書を公表いたします。

訂正の申し出があった答弁は以下のとおりです。

### 1 実際の答弁（会議録18ページ下段 答弁者 経営管理部長）

そちらのほうにつきましては、当院で負担をしているという形になります。

### 2 訂正後の答弁

そちらのほうにつきましては、御本人が負担をしているという形になります。

令和 8 年 5 月 13 日

掛川市・袋井市病院企業団議会議長

藤原 正光